

| No | 大項目 | 中項目 | 質問詳細 | 回答 |
|----|------|-------|--|--|
| 1 | 事業理解 | 目的・趣旨 | 何を目的とした事業なのか。 | 県内のDMO等を核とした多様な事業者連携による連携事業計画の策定及び同計画に基づく観光コンテンツの発掘・磨き上げ、モデルコース作成による滞在価値の創出等について、専門家による伴走支援を実施し、意欲ある地域による観光地域マーケティングの考え方を取り入れた持続可能な観光地づくりの取組を支援することを目的とした事業です。 |
| 2 | 事業理解 | 目的・趣旨 | 本事業を通じ具体的にどのような成果物が残るのか。（ゴールは何か） | 地域ならではの滞在価値について、専門家の伴走支援のもと、DMO等が中心となって、多様な事業者と連携しながら、観光地域マーケティングの考え方を取り入れた連携事業計画を作成し、実際に滞在型の観光コンテンツの発掘・磨き上げや、販売提供体制の構築及び地域ブランディングに繋げることをゴールとします。 |
| 3 | 事業理解 | 事業概要 | どのような流れで事業が進められるのか。 | 別添「公募要領」P2、3をご覧ください。 |
| 4 | 事業理解 | 事業概要 | どのようなサポートを受けられるのか。 | 観光地域マーケティングや更なる地域連携や地域での調整に関する研修、選定者同士の交流会、事業化可能調査（FS調査）、観光コンテンツの発掘・磨き上げを通じて連携事業計画の作成を支援するとともに、モデルコースの作成支援、モニターツアーの実施、連携事業計画のブラッシュアップ支援等を受けていただきます。 |
| 5 | 事業理解 | 事業概要 | コンテンツ造成にあたり金銭的支援はあるのか。 | 本事業は、補助金など直接的な金銭的支援は行わず、有識者による伴走支援などソフト面での支援を主に行う事業です。 |
| 6 | 事業理解 | 事業概要 | 作成したモデルコースの販売・PRに向けた支援は予定されているか。 | 令和7年度には、旅行商品化やプロモーションを中心としたソフト事業に対する補助事業を検討しています。 |
| 7 | 事業理解 | 事業概要 | 伴走支援の経費は、発生するのか。 | 基本的に発生はしませんが、モニターツアー催行時等にご相談させていただく可能性がございます。 |
| 8 | 事業理解 | 事業概要 | 連携事業計画とは何か。 | DMO等が中心となって地域の事業者とともに、観光地域マーケティングの考え方を取り入れ、持続可能な観光地づくりを創出するために、必要な項目を記載いただく計画書です。当該事業を実施するうえで、地域の考え方を整理いただく重要なものです。 |
| 9 | 事業理解 | 事業概要 | 観光地域マーケティングとは何か。 | 旅行者のニーズや特性を定量的なデータから分析した上で、誰に（ターゲット）・地域の何を（滞在価値）・どのように（ブランディング・ポジショニング）訴求していくのかを決定する、データ起点のマーケティング戦略を指します。 |
| 10 | 事業理解 | 事業概要 | 滞在価値とは何か。 | 地域に滞在することで旅行者が体験できる価値を指します。他地域の動向を踏まえつつ、旅行者のニーズに合致するような地域固有の滞在価値を提供していくことが、誘客強化のうえで重要です。 |
| 11 | 事業理解 | 全体ルール | 検討するモデルコース（ツアー商品）について、日帰り/1泊など滞在期間の想定はあるか。 | 最低でも1泊2日以上を想定しています。 |
| 12 | 事業理解 | 全体ルール | 検討するモデルコース（ツアー商品）について、インバウンドをターゲットしなければならないのか。 | 必ずしもインバウンドをターゲットにする必要はなく、地域の特性に応じて検討いただければ結構です。 |
| 13 | 事業理解 | 全体ルール | 他の支援や補助金との併用は可能か。 | 可能です。 |
| 14 | 事業理解 | 全体ルール | モデルコースの造成が年度末までに間に合わなかった場合、何らかのペナルティはあるのか。 | 具体的なペナルティは想定しておりませんが、本事業は年度事業となるため、次年度以降に遅延分のご支援を提供することはできません。また、遅延が発生した場合は具体的な理由提出をご依頼する場合がございます。 |
| 15 | 事業理解 | 全体ルール | 5/31の連携事業計画提出後、事業を辞退することは可能なのか。 | 連携事業計画提出後の辞退はやむを得ない事情を除き認められません。 |

| No | 大項目 | 中項目 | 質問詳細 | 回答 |
|----|------|---------|---|--|
| 16 | 公募要件 | 申請者要件 | 公募に応募できるのは誰か。 | 以下の要件を満たすDMO、観光協会、その他観光関係者です。 ・三重県の観光地への来訪者の増加を目的に、地域ブランディングに取り組む意欲がある。 ・地域での滞在価値を提供する観光コンテンツ提供事業者等、観光関連事業者と連携し、旅行者ニーズを満たした提案の検討から実現、検証まで行う意欲がある。 ・事業終了後も、DMO等が主体となり、観光マーケティングの知識を取り入れ、来訪者拡大に向けた継続的な取り組みを行う意欲がある。 |
| 17 | 公募要件 | 申請者要件 | 市町をまたがるDMO等も申請可能なのか。 | 可能です。また、申請者が県内のDMO等であれば、県をまたぐ地域に係る申請についても可能です。 |
| 18 | 公募要件 | 申請者要件 | 同一のDMO等で2件申請できるのか。 | 1件のみの申請が可能です |
| 19 | 公募要件 | 申請者要件 | 複数の観光コンテンツ事業者が連携した座組でも申請可能なのか。 | 公募要件を満たしており、本事業の趣旨に合致していれば可能です。 |
| 20 | 公募要件 | 連携事業者要件 | 連携する事業者の件数に下限・上限はあるか。 | 件数に関して具体的な制約は設けておりませんが、滞在価値の提供・域内波及という点を加味すると、様々な事業者と連携していただく必要があります。 |
| 21 | 公募要件 | 連携事業者要件 | 連携事業者について、本拠地が想定地域エリア外の事業者も巻き込むことは可能か。 | 想定地域のエリア外とするのではなく、各事業者を含むエリアを想定地域としてください。 |
| 22 | 公募対応 | 全体像 | 応募する場合、具体的に何をすればよいのか。 | 5/31（金）までに、連携事業計画及び市町の同意書を「三重自慢」創出支援事業事務局までご提出ください。 |
| 23 | 公募対応 | 全体像 | 応募に関し、何らかの支援はあるのか。 | 応募内容に関するアドバイスを行う個別相談（要事前予約）するとともに、連携事業計画の作成・提出にあたり事務局による伴走支援を行います。 |
| 24 | 公募対応 | 全体像 | 公募開始から選定結果開示まで具体的にどのようなスケジュールが引かれているか。 | 4月26日から公募を開始し、応募される場合はメールにて事務局宛て参加表明を示していただくとともに個別相談の予約をしていただく。 5月7日から24日の間の予約いただいた日程で個別相談を実施し、連携事業計画を磨き上げていただいたうえで5月31日までに同意書とともに提出いただく。 6月27日に選定会議を実施し7月1日に選定結果の通知を行います。 |
| 25 | 公募対応 | 事業者との連携 | 連携する事業者の同意書など何らかの証跡は必要か。 | 選定後、連携事業者の変動があることが予想されますので、同意書など証跡の提出は必要ございません。 |
| 26 | 公募対応 | 事業者との連携 | 連携事業計画書提出後に連携事業者を変更することは可能か。また、その場合、可能な場合いつまでか。 | 可能です。選定通知以降に伴走支援を通じてモデルコースを磨き上げていく中で連携事業者の変動が発生する可能性は十分にあると考えられます。 現時点で具体的な期限は設定しておりません。 |
| 27 | 公募対応 | 様式作成 | 様式記入に際し、フォント・フォントサイズの指定はあるか。 | 11ポイント以上での作成をお願いいたします。 |
| 28 | 公募対応 | 様式作成 | エクセルのファイル名に指定はあるか。 | 特段の指定はございませんが、ファイル名にも申請者名をご記入いただけますと幸いです。 |
| 29 | 公募対応 | 様式作成 | 様式記入に際し、記入量に応じて記入欄の大きさを変えることは可能か。 | 記入欄の大きさは変えずにご作成ください。 |
| 30 | 公募対応 | 様式作成 | 参考資料として添付書類を合わせて送付することは可能か。 | 不可とします。 |
| 31 | 公募対応 | 様式提出 | 様式はどのように提出すればよいのか。 | 様式ファイルをメールに添付する形式で「三重自慢」創出支援事業事務局までご送付ください。申請後、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。万一届かない場合は、事務局宛にご連絡ください。 |
| 32 | 公募対応 | 様式提出 | 様式提出が5/31に間に合わない場合、受理されるのか。 | 申請期限を超えての提出は一切認められません。 |

| No | 大項目 | 中項目 | 質問詳細 | 回答 |
|----|------|------|---------------------------|---|
| 33 | 公募対応 | 様式提出 | 提出後に連携事業計画の修正は可能か。 | 提出後の修正は原則認められませんが、誤送付などの事情がある場合は個別にご相談ください。なお、申請期限後の修正は一切認められません。 |
| 34 | 選定会議 | 概要 | 選定会議ではどのような基準で審査が行われるのか。 | 独自性、地域性、実施体制、持続可能性、経済波及性、事業の発展性の観点を中心に審査を予定しています。詳細は公募要領をご覧ください。 |
| 35 | 選定会議 | 概要 | 審査員は誰か。 | 地域で連携した観光資源の発掘・磨き上げなどに知見のある専門家、有識者、パイヤーなどで構成する予定です。 |
| 36 | 選定会議 | 結果公表 | 結果通知日はいつか。 | 7/1（木）を予定しております。 |
| 37 | 選定会議 | 結果公表 | どの程度の情報が開示されるのか。 | 申請者、申請者の所在地、連携事業者、想定地域エリア、滞在価値などを開示する予定にしています。 |
| 38 | 選定会議 | 結果公表 | 連携事業者にはどのように結果が通知されるのか。 | 申請者に対してメールもしくは郵送にて通知を予定しており、連携事業者には申請者より連絡していただくようお願いいたします。なお、HPでの公開についても実施する予定です。 |
| 39 | 選定会議 | 結果公表 | 選定されなかった場合、何らかのフォローはあるのか。 | 選定されなかった場合でも、提出された連携事業計画の評価を個別にフィードバックをさせていただきます。また、地域において連携事業計画を作成する過程で、地域連携の取組を改めて見直すきっかけになればと考えています。 |